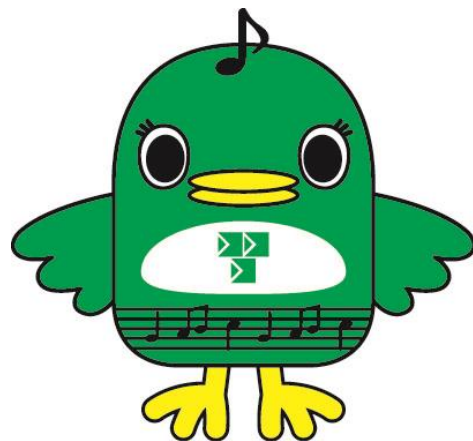


報告事項②

高額療養費について



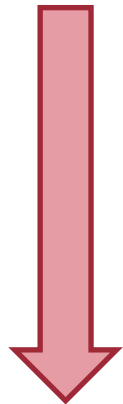
平成29年1月26日
協働経済部 国保年金課

●高額療養費制度の見直し経緯

高額療養費

世帯の所得に応じた
自己負担限度額(1月ごと)を超えた額を支給

70歳未満は27年1月に見直しを実施



- ・ 70歳以上は18年以来見直しは行われていない
- ・ 70歳以上は外来上限特例が設けられている
(通常の限度額よりも低い限度額)

70歳以上の限度額を見直す

●高額療養費制度の見直し【70歳未満】

負担能力に応じた負担区分に変更【27年1月実施】

【70歳未満の自己負担限度額】

26年12月まで

基準	自己負担限度額
基礎控除後の総所得金額等 600万円超	150,000円+1% (83,400円)
基礎控除後の総所得金額等 600万円以下	80,100円+1% (44,400円)
非課税	35,400円 (24,600円)

27年1月から

基準	自己負担限度額
基礎控除後の総所得金額等 901万円超	252,600円+1% (140,100円)
基礎控除後の総所得金額等 600万円超 901万円以下	167,400円+1% (93,000円)
基礎控除後の総所得金額等 210万円超 600万円以下	80,100円+1% (44,400円)
基礎控除後の総所得金額等 210万円以下	57,600円 (44,400円)
非課税	35,400円 (24,600円)

※（ ）内は、過去12か月以内に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の、4回目以降の限度額。

3区分を5区分に細分化し、負担能力に応じた負担に

●高額療養費制度の見直し

70歳以上の限度額見直し内容

- ・現役並み所得者は、70歳未満と同様に細分化した上で、同様の限度額
- ・一般区分についても、70歳未満と同様の限度額
- ・外来特例は、現役並み所得者では廃止
- ・外来特例は、一般区分では上限額を引き上げ（年間上限を設定）
- ・低所得者（非課税世帯）は、据え置き

被保険者の負担増や
保険者のシステム改修に配慮し、
2段階で実施

●高額療養費制度の見直し

【70歳以上の自己負担限度額】

29年7月まで

区分	負担割合	外来 (個人)	外来＋入院 (世帯)
現役並み 所得者 課税所得が 145万円以上	3割	44,400円	80,100円＋1％ (44,400円)
一般	2割 又は 1割	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ		8,000円	24,600円
低所得Ⅰ			15,000円

29年8月から

外来 (個人)	外来＋入院 (世帯)
57,600円	80,100円＋1％ (44,400円)
14,000円 《144,000円》	57,600円 (44,400円)
8,000円	24,600円
	15,000円

※ () 内は、過去12か月以内に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の、4回目以降の限度額。

※ 《 》 内は、限度額引上げに伴い新たに設定された年間限度額。

●高額療養費制度の見直し

【70歳以上の自己負担限度額】

30年8月から

区分		負担割合	外来 (個人)	外来＋入院 (世帯)
現役並み 所得者	課税所得 690万円以上	3割	<u>252,600円＋1% (140,100円)</u>	
	課税所得 380万円以上		<u>167,400円＋1% (93,000円)</u>	
	課税所得 145万円以上		<u>80,100円＋1% (44,400円)</u>	
一般		2割 又は 1割	<u>18,000円</u> 《144,000円》	57,600円 (44,400円)
低所得Ⅱ			8,000円	24,600円
低所得Ⅰ				15,000円

※ () 内は、過去12か月以内に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の、4回目以降の限度額。

※ 《 》 内は、限度額引上げに伴い新たに設定された年間限度額。

●高額療養費制度の見直し

【70歳以上の区分】

区分	負担割合	基準
現役並み所得者	3割	市民税の課税所得が145万円以上の人と、その世帯の被保険者
一般	2割 又は 1割	現役並み所得者、低所得Ⅱ・Ⅰに該当しない人
低所得Ⅱ		同一世帯の世帯主及び被保険者全員が市民税非課税である人（低所得Ⅰに該当しない人）
低所得Ⅰ		同一世帯の世帯主及び被保険者全員が市民税非課税であって、その世帯の所得が0円になる人

報告事項②

高額療養費について

